



御所市公告第 66 号

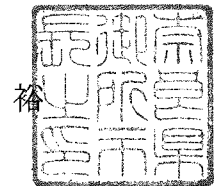
御所農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定により準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

御所市の住民は令和 2 年 9 月 1 日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。

また当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、令和 2 年 9 月 1 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 2 年 7 月 31 日

御所市長 東 川



1、農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和 2 年 7 月 31 日

至 令和 2 年 8 月 31 日

1、農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課